

AI 活用推進担当 サービス利用規約

制定 2026 年 9 月 30 日

前文

この規約（以下「本規約」といいます）は、BookYou 株式会社（以下「当社」といいます）が「AI 活用推進担当」の名称で提供する役務（以下「本サービス」といいます）について、当社と本サービスを利用する法人または個人事業主（以下「お客様」といいます）との間の権利義務を定めるものです。

本サービスは、お客様の社内にある資料を、AI が読める形に整えて保ち、そこから資料の下書き・整理・確認の結果をお出しするものです。

当社は、お客様に代わって判断すること、対外的に表明することもしません。何を決め、何を外に出すかは、すべてお客様が決めます。理由は第 7 条に書きました。

第 1 章 総則

第 1 条（定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有します。

用語	意味
本サービス	当社が「AI 活用推進担当」の名称で提供する、第 6 条に定める役務
利用契約	本規約に基づき当社とお客様との間に成立する本サービスの利用に関する契約
申込書	お客様が本サービスの利用を申し込むために当社に提出する書面または電磁的記録
本成果物	当社が本業務の遂行により作成し、お客様に引き渡す文書、表計算ファイルその他の記録
預託資料	お客様が本サービスの提供のために当社に提供する

	資料、データその他の情報
保管領域	お客様が管理するクラウドストレージ上の、本サービスのために当社に閲覧を許諾した領域
営業日	日本の土曜日、日曜日、国民の祝日および 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く日
受付時間	営業日の午前 10 時から午後 6 時まで（実働 8 時間。休憩の区切りは設けません）
対象月	暦月（その月の 1 日から末日まで）。ただし着手日が属する月は、着手日から当該月の末日まで
生成 AI	大規模言語モデルその他の、入力に応じて文章その他の情報を生成する情報処理システム

第 2 条（本規約の適用および変更）

1. 本規約は、本サービスの利用に関する当社とお客様との間の一切の關係に適用されます。
2. お客様は、申込書を当社に提出することにより、本規約の内容に同意したものとみなされます。
3. 当社は、本規約を変更するときは、変更後の内容および効力発生時期を、効力発生の 30 日前までにお客様に電子メールで通知します。
4. 前項の通知の後、効力発生時期までにお客様が第 24 条に定める解約の通知を行わないときは、お客様は変更後の本規約に同意したものとみなされます。
5. お客様に不利益となる変更については、前項にかかわらず、当社はお客様の個別の同意を得るものとします。

第 3 条（個別の契約との関係）

1. 当社とお客様が、本サービスについて別途書面により業務委託契約その他の契約（以下「個別契約」といいます）を締結したときは、**個別契約が本規約に優先します。**
2. 個別契約に定めのない事項については、本規約が適用されます。

3. 本規約と個別契約とで、同じ事項について異なる定めがあるときは、個別契約の定めによりま
す。個別契約に本規約を排除する旨の記載があるときは、当該記載の範囲で本規約は適用されませ
ん。

第 2 章 契約の成立と期間

第 4 条（申込みおよび成立）

1. 本サービスの利用を希望する者は、当社所定の申込書に必要事項を記載し、当社に提出します。
2. 当社は、前項の申込みを受けたときは、これを承諾するかどうかを判断し、承諾するときはその
旨をお客様に通知します。利用契約は、当社が当該通知を発した時に成立します。
3. 当社は、次の各号のいずれかに該当すると合理的に判断したときは、申込みを承諾しないことが
あります。この場合、当社はその理由を開示する義務を負いません。

- (1) 申込書の記載に虚偽、誤記または記載漏れがあったとき
- (2) お客様が第 26 条に定める反社会的勢力等に該当するとき
- (3) お客様が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
- (4) 当社の受入れの余力を超えるととき
- (5) 本サービスの目的に照らして、当社が提供することが相当でないとき

第 5 条（契約期間および更新）

1. 利用契約の期間は、着手日から当該着手日が属する暦月の末日までとします。
2. 当事者のいずれから第 24 条に定める解約の通知がないときは、利用契約は同一の条件でさら
に 1 暦月更新されるものとし、以後も同様とします。

第 3 章 本サービスの内容

第 6 条（本業務の範囲）

1. 当社は、お客様に対し、次の各号に掲げる役務（以下「本業務」といいます）を提供します。

- （1）保管領域にある資料の整理、索引の作成および保守
- （2）お客様の依頼に基づく文書および表計算ファイルの下書きの作成
- （3）預託資料に基づく事実関係の確認および出典の明示
- （4）前各号に付随する記録の作成および保守

2. 本業務の具体的な成果物の型は、申込書または個別契約において定めます。

3. 本業務は、法律行為でない事務の委託であり、民法第 656 条により委任に関する規定が準用されます。当社は、本成果物により特定の結果が得られることを保証するものではありません。

第 7 条（本業務に含まれないもの）

1. 本業務には、次の各号に掲げる事項は含まれません。

- （1）税務代理、税務書類の作成、税務相談その他**税理士法**に定める税理士の業務
- （2）法律事務その他**弁護士法**に定める弁護士の業務
- （3）労働社会保険諸法令に基づく申請書等の作成および提出手続その他**社会保険労務士**の業務
- （4）**行政書士法第 1 条の 3 第 1 項**各号に掲げる業務

（官公署に提出する書類、権利義務に関する書類および事実証明に関する書類の**作成**、ならびにこれらの提出手続の代理）

- （5）登記に関する手続その他**司法書士法**に定める司法書士の業務
- （6）本成果物の内容についての**判断**および対外的な**表明**
- （7）本成果物その他の文書を**対外的に提出し、送信し、または公開する行為**そのもの
- （8）お客様の基幹業務システム、会計システムその他のシステムに対する入力または変更

2. 前項第 1 号から第 5 号までに掲げる業務が必要となったときは、当社はその旨をお客様に伝え、お客様が選任する有資格者に引き継ぎます。当社は、当該有資格者に対し、お客様の指示の範囲内で、整理済みの資料および経緯の説明を提供します。

3. 当社が作成するのは下書きであり、完成した書類ではありません。本成果物を対外的に用いるかどうか、およびその内容の当否は、お客様がご自身の責任において判断してください。

第 8 条（受付時間および応答）

1. 当社は、お客様の依頼を受付時間に受け付けます。

2. 受付時間は、当社が依頼を受け付ける時間帯を定めたものであり、当社の勤務時間その他の業務の提供の時間を定めたものではありません。

3. 当社は、受付時間中に到達した依頼について、到達から遅くとも 30 分以内に、受け付けた旨および次に行うことをお客様に通知します。受付時間外に到達した依頼については、次の受付時間の開始から 30 分以内に通知します。

4. 前項の通知は、依頼を受け付けたことをお知らせするものであって、本成果物の提出ではありません。

5. 本業務の依頼の件数に上限を定めません。

第 9 条（依頼の方法および指揮命令の否定）

1. お客様は、申込書において指定する連絡手段により本業務の依頼を行います。

2. 当社は、お客様の指揮命令に服しません。当社は、本業務の遂行の方法、順序および時間配分を自らの裁量で決定します。

3. 当社は、お客様が定める勤務時間、休憩時間または休日に拘束されません。

第 10 条（打ち合わせ）

1. 当社は、お客様との打ち合わせを、1 週につき 3 回まで、1 回につき 30 分を上限として行います。
2. 打ち合わせの枠は、当社が別途示す時間帯の中から、お客様が先着順で確保します。
3. 打ち合わせの記録は当社が作成し、お客様に提供します。

第 11 条（履行体制および再委託）

1. 当社は、本業務を自ら遂行します。担当者を特定の個人に固定しません。
2. 当社は、本業務の一部を第三者に再委託しません。ただし、次条に定める生成 AI の利用および一般的なクラウドサービスの利用は、再委託に当たらないものとします。

第 4 章 生成 AI の利用

第 12 条（生成 AI の利用）

1. 当社は、本業務の遂行にあたり生成 AI を利用します。本成果物の相当部分は、生成 AI の出力に当社が手を加えて作成されます。
2. 当社が利用する生成 AI の提供者、および当該提供者が所在する国は、お客様の求めに応じて開示します。
3. 当社は、預託資料を生成 AI の学習に利用させません。当社は、学習に利用しない設定が可能な提供条件を選択します。
4. 生成 AI の出力には、事実と異なる記述が含まれることがあります。当社は、本成果物について、次条第 1 項に定める事項を確認したうえで提出しますが、誤りが皆無であることを保証するものではありません。

第 13 条（品質について当社が約束すること）

1. 当社は、本成果物について、次の各号を行ったうえで提出します。

- (1) 数値には、その根拠となる資料の名称および該当箇所を付すこと
- (2) 預託資料に記載のない事実を、記載があるかのように書かないこと
- (3) 確かめられなかった事項は、「確かめられなかった」と書くこと
- (4) 「必ず」「保証します」その他、当社が負う義務を超えて読まれうる表現を用いないこと

2. お客様が本成果物の誤りを指摘したときは、当社は、受付時間中に到達した指摘については当該営業日中に修正版を提出します。受付時間外に到達した指摘については、次の営業日中に提出します。

3. 前項の修正について、当社は別途の料金を請求しません。

4. 当社は、本成果物が特定の目的に適合すること、本成果物によりお客様が特定の効果または利益を得ることを保証しません。

第 14 条（お客様による確認）

1. お客様は、本成果物を対外的に用いる前に、その内容を確認してください。
2. お客様が前項の確認を行わずに本成果物を対外的に用いたことにより生じた損害について、当社は、第 21 条に定める範囲を超えて責任を負いません。

第 5 章 情報の取扱い

第 15 条（秘密保持）

1. 当社およびお客様は、本サービスに関して相手方から開示を受けた技術上または営業上その他業務上の一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を秘密として保持し、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示または漏洩してはなりません。

2. 次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。

- (1) 開示を受けた時に既に保有していた情報

(2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に取得した情報

(3) 秘密情報によらず独自に開発した情報

(4) 開示の前後を問わず、自らの責めによらず公知となった情報

(5) 法令または裁判所もしくは行政庁の命令により開示を求められた情報

(この場合、開示する当事者は、可能な限り速やかに相手方に通知します)

3. 本条の義務は、利用契約の終了後も 5 年間存続します。

4. 本条の義務は、当社とお客様が相互に負います。

第 16 条（個人情報の取扱い）

1. 当社は、原則として、個人情報の保護に関する法律に定める個人データを含む資料をお預かりしません。

2. お客様は、当社に資料を提供するにあたり、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、顔写真、マイナンバーその他の個人を識別することができる情報を、あらかじめ削除または置き換えてください。

3. 業務の性質上やむを得ず個人データを含む資料を提供する必要があるときは、当社とお客様は、あらかじめ書面により、取り扱う個人データの項目、利用目的、保管期間および安全管理措置を定めます。この場合、当社による取扱いは、同法第 27 条第 5 項第 1 号に定める委託に該当するものとし、お客様は同法第 25 条に定める監督を行います。

4. 前項の場合において、当該個人データが外国にある第三者に提供されることとなるときは、当社は、あらかじめその旨、当該外国の名称および当該第三者が講ずる措置に関する情報をお客様に提供します。お客様は、同法第 28 条に定める手続を履行してください。

5. 当社は、個人データの漏えい、滅失または毀損を知ったときは、直ちにお客様に通知し、同法第 26 条に定める報告について協力します。

第 17 条（預託資料および保管領域）

1. 預託資料の所有権および一切の権利は、お客様に留保されます。
2. 当社は、預託資料を本業務の遂行の目的にのみ使用します。
3. 当社は、保管領域にある資料の原本を書き換えません。当社が作成した記録は、原本とは別の場所に保存します。
4. 保管領域はお客様が管理します。当社は、お客様が許諾する範囲でこれを閲覧します。

第 18 条（安全管理措置）

1. 当社は、預託資料および本成果物について、次の措置を講じます。
 - （1）当社の作業に用いる機器に、パスワードおよび記憶装置の暗号化を設定すること
 - （2）保管領域へのアクセス権を、本業務に必要な範囲に限ること
 - （3）預託資料を、当社が管理する機器の外部に複製しないこと（生成 AI への入力を除く。第 12 条による）
2. お客様は、当社に対し、前項の実施状況の報告を求めることができます。

第 6 章 本成果物

第 19 条（本成果物の権利）

1. 本成果物に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条に定める権利を含みます）その他の一切の権利は、対象月の委託料の支払が完了した時に、当社からお客様に移転します。
2. 本成果物に著作権が発生しない場合においても、お客様は、本成果物を何らの制限なく利用、改変および第三者に開示することができます。
3. 当社は、本成果物について著作者人格権を行使しません。

4. 当社は、本業務を通じて得た一般的な知識、技能および手法（お客様の秘密情報を含まないものに限ります）を、他の業務に用いることができます。

第 20 条（第三者の権利）

1. お客様は、預託資料について、当社に提供する適法な権限を有し、かつ当該提供が第三者の権利を侵害しないことを表明し、保証します。
2. 本成果物が第三者の権利を侵害したとして第三者から請求を受けたときは、当社およびお客様は、直ちに相手方に通知し、協力して対応します。

第 7 章 料金

第 21 条（委託料および支払）

1. 本業務の委託料は、月額金 280,000 円（税別）とします。
2. 委託料には、生成 AI の利用に係る費用を含みます。お客様に別途ご負担いただく費用はありません。
3. お客様は、各対象月の委託料を、当社が発行する請求書に従い、当社が指定する銀行口座に振り込む方法により支払います。振込手数料はお客様のご負担とします。
4. 着手日が属する月の委託料は、着手日から当該月の末日までの日数に応じて日割りで計算します。
5. お客様が委託料の支払を遅滞したときは、当社は、年 14.6% の割合による遅延損害金を請求することができます。

第 8 章 責任

第 22 条（当社の責任）

1. 当社は、当社の責めに帰すべき事由により本規約に違反し、お客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。

2. 前項の賠償の累計総額は、債務不履行、不法行為その他請求の原因を問わず、損害が発生した時点から遡って 12 か月の間にお客様が当社に支払った委託料の合計額を上限とします。

3. 当社は、逸失利益、事業機会の喪失その他の間接損害については責任を負いません。

4. 前 2 項は、次の各号の場合には適用されません。

(1) 当社に故意または重大な過失があるとき

(2) 当社が第 15 条（秘密保持）または第 16 条（個人情報）に違反したとき

第 23 条（お客様の責任および免責）

1. お客様が本規約に違反し、当社に損害を与えたときは、お客様はその損害を賠償します。

2. 当社は、次の各号に起因してお客様に生じた損害について責任を負いません。

(1) お客様が第 14 条の確認を行わずに本成果物を用いたこと

(2) お客様の機器、通信回線またはクラウドサービスの障害

(3) お客様が当社に提供した情報の誤りまたは不足

(4) 天災、疫病の流行、法令の改廃、通信回線の障害その他当社の責めに帰さない事由

3. 当社は、1 名で運営しています。当社の急病その他やむを得ない事由により本業務の遂行が一時的にできなくなったときは、当社は直ちにその旨をお客様に通知し、当該期間に対応する委託料を日割りで減額します。

第 9 章 契約の終了

第 24 条（解約）

1. お客様は、毎月 10 日までに当社に通知することにより、当該月の末日をもって利用契約を解約することができます。
2. 当社は、3 か月前までにお客様に通知することにより、利用契約を解約することができます。
3. 解約に際し、違約金その他の金銭の支払は生じません。

第 25 条（解除）

1. 当社およびお客様は、相手方に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、催告なく直ちに利用契約の全部または一部を解除することができます。

(1) 本規約に違反し、相当の期間を定めた催告の後もこれを是正しないとき

(2) 支払の停止があったとき、または仮差押え、差押え、競売、破産手続開始、

民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立てがあったとき

(3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(4) 第 26 条に定める表明および確約に反したとき

2. 前項により解除されたときは、解除された当事者は、相手方に対し負担する一切の金銭債務について当然に期限の利益を失います。

第 26 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社およびお客様は、自らおよび自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等（以下「暴力団員等」といいます）に該当しないことを表明し、確約します。

2. 当社およびお客様は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、風説の流布その他の信用を毀損し業務を妨害する行為を行わないことを確約します。

3. 前 2 項に違反したときは、相手方は催告なく利用契約を解除でき、解除により相手方に損害が生じても賠償の責任を負いません。

第 27 条（契約終了時の引渡しおよび消去）

1. 当社は、利用契約の終了後 7 日以内に、お客様にお渡しするものの一覧を提示し、30 日以内に、本成果物および当社が作成した記録の一切を引き渡します。

2. 前項の引渡しは、お客様が引き続き読み、編集することができる形式で行います。具体的には、文書は「.docx」、表計算は「.xlsx」、記録は「.md」（文字コードは UTF-8）とします。

3. 当社は、前項の引渡しの完了後 30 日以内に、当社が保有する預託資料およびその複製を、復元できない方法により消去します。

4. お客様の求めがあるときは、当社は前項の消去を完了した旨を書面により報告します。

5. 本条の義務は、解約、解除その他の事由を問わず、また未払の委託料の有無にかかわらず履行します。

第 10 章 一般条項

第 28 条（禁止事項）

お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。

(1) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為

(2) 当社または第三者の知的財産権、名誉その他の権利を侵害する行為

(3) 当社のシステムに対する不正アクセスまたは過度な負荷をかける行為

(4) 本サービスにより提供された当社固有の手法を、

当社の事前の書面による承諾なく第三者に提供する行為

(5) 前各号を直接または間接に惹起し、または容易にする行為

第 29 条（勧誘の禁止）

当社およびお客様は、利用契約の期間中および終了後 1 年間、相手方の事前の書面による承諾なく、相手方の役員または従業員を勧誘してはなりません。

第 30 条（権利義務の譲渡の禁止）

当社およびお客様は、相手方の事前の書面による承諾なく、利用契約上の地位または利用契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、承継させ、または担保に供してはなりません。

第 31 条（通知）

1. 当社からお客様への通知は、申込書に記載された電子メールアドレス宛の送信により行います。
2. お客様から当社への通知は、当社が指定する電子メールアドレス宛の送信により行います。
3. 通知は、相手方に到達した時に効力を生じます。

第 32 条（存続条項）

利用契約が終了した後も、第 15 条（秘密保持）、第 16 条（個人情報の取扱い）、第 19 条（本成果物の権利）、第 22 条（当社の責任）、第 23 条（お客様の責任および免責）、第 27 条（契約終了時の引渡しおよび消去）、第 29 条（勧誘の禁止）、本条ならびに第 34 条（準拠法および管轄）は、なお効力を有します。

第 33 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約のその余の部分は、引き続き効力を有します。当社およびお客様は、無効または執行不能とされた条項の趣旨に従い、これと同等の効果を確保できるよう協議します。

第 34 条（準拠法および管轄）

1. 本規約の準拠法は日本法とします。
2. 本規約または利用契約に関して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 35 条（協議）

本規約に定めのない事項または本規約の解釈に疑義が生じたときは、当社およびお客様は、誠実に協議してこれを解決します。

事業者の表示

項目	内容
事業者の名称	BookYou 株式会社
代表者	代表取締役 梅田 茂利
所在地	〒140-0002 東京都品川区東品川 2-2-4
連絡先	info@bookyou.net
法人番号	8010001213708
役務の内容	資料の整理、索引の作成、文書の下書きの作成
役務の対価	月額 280,000 円（税別）
支払の時期および方法	各対象月について、請求書に従い銀行振込
役務の提供時期	申込書に定める着手日から
解約	毎月 10 日までの通知により当該月末日をもって解約可。違約金なし